

改善基準告示が改正されました！

令和6年4月～
適用

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)は、トラック・バス・タクシーなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえ、全ての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間、休息期間、運転時間等の基準を定めています。

令和6年4月1日から、自動車運転の業務に時間外労働の上限規制(年 960 時間)が適用されるとともに、改善基準告示に定める拘束時間等の基準も改められました。

詳しい改正内容はこちらのQRコードから↓↓



【問合せ先】 富山労働局労働基準部監督課 TEL. 076-432-2730